

令和6年4月9日
(2024年)

保護者 様

和歌山市立河西中学校
校長 尾 前 真 一

令和6年度 警報等発表時（県全域または、和歌山市）の措置について

1. 暴風警報または大雨警報発表の場合（特別警報発表を含む）

登校前

○ 自宅待機とする。

☆ 暴風警報または大雨警報が午前7時30分までに解除（7時30分を含まない）になったとき

平常通り授業を開始します（給食はありません各自昼食を持参ください）。

【注】午前7時30分現在で朝6時現在発表中の場合、給食はありません。

6時になるまでに解除された場合、給食があります。

☆ 暴風警報または大雨警報が午前9時までに解除（9時を含まない）になったとき

3限より授業を開始します（給食はありません各自昼食を持参ください）。

【注】午前中の短縮授業の際は、午前9時現在に発表中のとき、臨時休業となります。

☆ 暴風警報または大雨警報が午前11時までに解除（11時を含まない）になったとき

5限より授業を開始します。

☆ 暴風警報または大雨警報が午前11時現在に発表中のとき

臨時休業となります。

※ 洪水警報のみの場合は臨時休業とはなりませんが、地域の状況により洪水や浸水のため危険と判断される場合は、自宅待機とします。

※ 警報が発表されていなくても、今後警報の発表が予想される場合、地域的に危険が予測される場合、風雨等の被害がひどく、生徒の登校が困難な場合は、登校の一時見合わせや休業の措置をとることもあります。その場合は、tetoruにて連絡します。

登校後

○ 気象状況、道路状況などから生徒が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校の措置をとります。

○ 帰宅させることでより危険を増すと考えられるときは、下校させず危険性がなくなるまで学校に待機させます。なお、特別警報が発令された場合は、学校待機とします。

2. 地震が発生した場合

登校前

○ 和歌山市で震度5弱以上の地震を観測した場合、臨時休業とします。

○ 震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表されている等、危険が予測される場合は、臨時休業とします。その場合は、tetoruにて連絡します。

○ 津波警報や大津波警報の場合は、「防災わかやま」やテレビ・ラジオなどの情報により適切な行動をとってください。

登校後

○ 震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し情報収集の上で、待機させるか下校させるかを決定します。

3. 避難勧告、避難指示により学校が避難場所となる場合は、臨時休業とします。